

○疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

- | | | | |
|-----------------------------|-----|------|-----|
| 1. 二以上事業所勤務被保険者の保険料登録 | P1 | 整理番号 | 1 |
| 2. 定期保険料の調査決定及び納入告知 | P2 | 整理番号 | 1~2 |
| 3. 調査決定の変更 | P3 | 整理番号 | 1~2 |
| 4. 歳入金の還付 | P5 | 整理番号 | 1 |
| 5. 還付請求 | P6 | 整理番号 | 1 |
| 6. 歳入金の徴収 | P7 | 整理番号 | 1 |
| 7. 被保険者賞与支払届 | P8 | 整理番号 | 1~2 |
| 8. 滞納処分等に係る事務処理 | P9 | 整理番号 | 1~5 |
| 9. 記録問題関係 | P11 | 整理番号 | 1~3 |

10. その他P13 整理番号 1~4

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	二以上事業所勤 務被保険者の保 険料登録	1	2年以上遡及して 二以上事業所勤 務被保険者でな くなった場合の保 険料の取扱いに ついて	昭和3年7月6日保発 第514号 昭和36年9月18日保 発第64号	次の事例について照会します。 <事例> 当年金事務所の管轄区域内のA事業所とB事業所に勤務している被保険者は、A事業所を主とする二以上事業所勤務被保険者に該当していました。しかし、本人からの調査依頼の結果、平成15年7月に遡って従たるB事業所の被保険者ではないことが判明し、記録訂正の後、B事業所には保険料の還付処理を行いました。A事業所の2年以上経過期間の保険料計算について照会します。 なお、正しい標準報酬月額額の保険料(訂正後)と納付済の保険料(訂正前)には超過月(平成15年7月～平成16年8月)と不足月がありますが、合計比較するとかかり不足が生じます。 この場合、次のいずれの取扱いとすべきでしょうか。 1.2年以上経過期間の徴収はしないが、合計比較で不足が生じるため、超過月の還付もしない。 2.2年以上経過期間について徴収はしないが、超過月は還付の対象とする。	不足月については、保険料の徴収権の消滅時効の起算日は保険料の納期限の翌日(「保険料其ノ他ノ徴収金ノ徴収権又ハ還付請求権ノ消滅時効起算日ニ関スル件」(昭和3年7月6日保発第514号))とされていますので、納期限の翌日から2年を経過した場合、保険料を徴収できません。 一方、超過月については、保険料の徴収決定済額を更正減額したことにより生じた過誤納金に係る還付請求権の消滅時効の起算日は、当該処分をした日の翌日(「保険料等の還付請求権の消滅時効の起算日について」(昭和36年9月18日保発第64号))とされていますので、還付可能です。 したがって、2年以上経過期間については徴収できませんが、超過月は還付の対象となります。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	定期保険料の調 査決定及び納入 告知	1	届書を返戻後、 再受付した時点 で2年以上経過し ている場合の厚 生年金保険法第 75条該当の適否 について	厚生年金保険法第27 条、第75条、第92条 昭和31年4月19日保 文発第2903号	平成20年9月16日に被保険者資格取得時の報酬の訂正届を受付しました。受付印の表示有り、被保険者資格取得年月日は全員平成20年5月以前です。しかし、添付書類不備のため返戻したところ、その後、厚生年金基金から指導があるまで事業所で保管していたとのことで、平成23年3月7日に再受付しました。 厚生年金保険法第75条該当の適否についてご教示願います。	被保険者資格取得時の報酬の訂正届を再受付した時点(平成23年3月7日)においては、保険料の徴収権の消滅時効の起算日である納期限の翌日から2年を経過しているため、厚生年金保険法第75条ただし書に該当しません。 なお、現行においては、書類審査において不備があり返戻をする場合は、「書類の不備内容の補正等に必要な相当の期間(通常は1~2週間程度が妥当)を設けて、期限までの提出を求めること。」としていますので、対応をお願いします。
厚生年金保険 徴収	定期保険料の調 査決定及び納入 告知	2	保険料の徴収時 効及び厚生年金 保険法第75条た だし書について	厚生年金保険法第18 条、第27条、第31条、 第75条、第92条第3項 健康保険法第193条 第2項 厚年指2010-266	1.時効の完成の考え方について、時効完成日前までに届出がされていても、納入告知を行わない限り時効が完成するのか、完成日前までに届出が受付されれば時効が完成しないのか、ご教示願います。 2.納入告知を行わず時効完成した場合でも、厚生年金保険法第75条ただし書により給付の対象となりますが、同条ただし書には「被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出又は第31条第1項の規定による確認の請求があった」とあります。 被保険者資格取得時の報酬の訂正があった場合、また、被保険者報酬月額変更届や被保険者賞与支払届の場合は該当しないのでしょうか。	1.保険料等の納入の告知又は督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する(健康保険法第193条第2項、厚生年金保険法第92条第3項)とされています。したがって、時効中断は、届書の受付によるものではなく、納入告知書の送達により効力を有することになります。 そのため、時効完成日前に届出を受付していても、納入告知書が納付義務者に送達されなければ、時効は完成しません。 2.厚生年金保険法第75条ただし書は、被保険者資格取得届の他、被保険者資格取得時の報酬の訂正届、被保険者報酬月額変更届、被保険者賞与支払届についても、保険料等の納期限の翌日から2年を経過する前に届出があったものであれば該当します。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理 番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	調査決定の変更	1	現存滞納事業所に 係る保険料の 充当・還付処理 について	厚生年金保険法第83 条第2項 歳入徴収官事務規程 第7条第1項、第3項、 第13条第2項	現存滞納事業所から遡及した被保険者報酬月額変更届の提出があり、充当未済額が発生したため、6か月の充当期間後に還付処理をすることになります。ただし、当該滞納事業所は管轄変更により当年金事務所の適用となつて間もないため、6か月充当期間後の還付予定額より収納済額が少ない状況にあります。しかし、疑義照会回答によれば、過去の保険料と相殺することはできないとされています。 どのような方法で、充当・還付処理を行えばよいでしょうか。	管轄変更後の年金事務所においては、収納済となっている保険料の徴収決定済額の調定取消及び還付処理を行います。それでもなお残った充当未済額については、下記の手順で行ってください。 1.管轄変更後の年金事務所は、管轄変更前の年金事務所に、還付を行うための徴収決定済額の調定取消又は更正減及び還付処理を依頼するとともに、調整伺により充当未済額の取消処理を行う。 2.管轄変更前の年金事務所は、還付を行うための徴収決定済額の調定取消又は更正減及び還付処理を行い、「徴収決定済額取消(又は更正)通知書」及び「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」(写)を管轄変更後の年金事務所へ送付する。 3.管轄変更後の年金事務所は、「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」(写)をもとに、「還付請求書」、「過誤納額還付通知書」を手作業で作成し、「徴収決定済額取消(又は更正)通知書」とともに事業所へ送付する。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	調査決定の変更	2	遡及改定に係る 保険料、延滞金 の調査決定の変 更及び還付につ いて	-	<p>1.下記の経過により保険料等の調査決定の変更及び還付を行うに当たり、対応案のとおり処理してよいでしょうか。</p> <p><経過> 今回、遡りの被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届の提出により、平成19年4月～平成22年4月の標準報酬月額が訂正された。このとき、訂正期間のそれぞれの月分の保険料を訂正するよう求められる。 ・事業所の保険料の納付状況・・・滞納あり(17ヵ月) 延滞金も3ヵ月滞納</p> <p>何月分の保険料を還付(更正)するかについての定めはないため、業務処理マニュアル上では原則充当処理直前の徴収決定済額を処理することになっています。</p> <p>保険料を更正処理するに当たり、次の(1)、(2)の方法が考えられます。 (1)遡及訂正の全期間を通じて更正すべき保険料を求め、 ア(滞納月も含めて)充当処理直前から遡り、取消、更正する。 イ 保険料納付月のみを充当処理直前から遡り、取消、更正する。 (2)訂正期間にかかる各月ごとに更正すべき保険料を求め、各月ごとに更正する。</p> <p><対応案> (2)のとおり各月ごとに更正すべき保険料を求めて還付処理を行う。</p> <p>2.充当未済額を還付(更正)する場合、業務処理マニュアル上では「処理する納付目的年月の定めはないが、事務処理の整理上、原則充当処理直前の徴収決定済額を処理する」ことになっています。これは、上記照会事項1.の保険料を更正処理する方法(1)に当たりますが、これは、ア、イのいずれを意図したものでしょうか。 ア 滞納月も含めて充当処理直前から遡り、取消、更正する。 ⇒充当未済額のうち保険料納付月を更正したもののみが保険料還付対象になる イ 保険料納付月のみを充当処理直前から遡り、取消、更正する。 ⇒充当未済額はすべて保険料還付対象になる。 新規適用後即滞納の事業所(一度も保険料を納付したことがない事業所)に、イ)の考えで(払ってもいない)保険料を還付するのも不自然に感じます。 また、還付対象月に延滞金が発生していると、延滞金も併せて還付対象になるのでしょうか。</p>	<p>本件の場合、「6ヵ月充当してもなお充当未済がある場合」に充当未済額を還付することが原則ですが、「その他充当未済額を還付する必要がある場合」として、6ヵ月充当を行わず還付処理を行うことも可能と考えます。</p> <p>また、業務処理マニュアルにおいては、充当未済額を還付する場合、「処理する納付目的年月の定めはないが、事務処理の整理上、原則充当処理直前の徴収決定済額を処理する。」としています(厚生年金保険健康保険徴収 I-1-(6)-4)。</p> <p>本件のように、充当処理直前から遡って徴収決定済額を処理しようとするときに、保険料の未納の月がある場合又は保険料が納付済であっても延滞金の調査決定が行われている月がある場合は、当該月を除いて保険料の調定取消又は更正減及び還付の処理を行ってください。</p>

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	歳入金の還付	1	社会保険料の還付に係る事務処理について	民法第166条 歳入徴収官事務規程 第7条、第13条	<p><事例> ○適用事業所について 昭和38年4月1日 新規適用 (管轄:A社会保険事務所) 昭和52年4月1日 所在地変更 (管轄:A社会保険事務所→B社会保険事務所) 昭和55年4月1日 全喪(被保険者全員を本社で適用することになったため)</p> <p>○記録訂正内容について 厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る機構第一次審査実施要領に基づいて、被保険者であった方から訂正申出書の提出があったため、昭和49年8月及び9月の標準報酬月額を「80千円」から「76千円」へ訂正しました。</p> <p>1.年金事務所における還付の事務処理については、昭和49年8月及び9月分の債権管理簿等が保存されていないため、徴収決定済額、収納済額、収納年月日、延滞金調定の有無等が不明で決裁書の作成ができませんが、どのように処理したらよいでしょうか。</p> <p>2.法人の本社で人事労務管理等を実施(承認による一括適用ではない)することになったため、全喪した支店等の事業所に係る保険料等の還付請求は、本社の事業主が行ってもよいでしょうか。</p> <p>3. 昭和49年8月及び9月分保険料等の歳入徴収官はA社会保険事務所長です。事業所移管後の歳入徴収官であるB社会保険事務所長には、移管前の債権に係る事務引継がされていないことから、事務処理(昭和49年8月及び9月分保険料の還付処理)はA年金事務所で行うべきでしょうか。それとも平成22年1月以降は全ての社会保険事務所の債権を年金局事業管理課長が引継いでいるため、いずれの年金事務所でも処理を行っても問題ないでしょうか。その場合は全喪時の管轄事務所であるB年金事務所でも処理すべきでしょうか。</p>	<p>1.昭和49年8月及び9月分の保険料の納付があったものとして処理してください。具体的な処理手順は以下のとおりです。 (1)昭和49年8月分及び9月分厚生年金保険料に係る「債権調査確認並びに徴収決定済額更正減決裁書」を作成する。 (2)昭和49年8月分及び9月分厚生年金保険料の「徴収決定済額の更正通知」を作成する。 (3)「過誤納額調査決定決裁書並びに過誤納額処理伺」を作成する。 (4)「過誤納額還付通知書」を作成する。 (5)「過誤納額還付請求書」を作成する。 (6)「徴収簿情報登録処理票」を作成する。 (7)(1)～(6)の決裁を受ける。 (8)「Ⅱ号債権管理簿」を作成する。 (9)「総括表及び送付書」「債権発生通知書」「内訳データ」を作成して本部へ報告する。 なお、収納未済のない債権となりますので、更正減及び過誤納に係る債権の発生所属年度は、処理する年度としてください。</p> <p>2.還付可能です。還付請求の際は、同一の法人であることが確認できる書類の添付をお願いします。</p> <p>3.当時の管轄であった年金事務所でも処理してください。</p>

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	還付請求	1	解散した厚生年金基金に加入していた期間の保険料還付について	厚生年金保険法第12条	年金受給手続きのため記録の確認を行ったところ、統合共済期間と厚生年金保険期間(平成2年9月及び10月)が重複していることが判明し、厚生年金保険期間の取消処理を行ったため還付又は充当処理が生じました。 この事業所は基金加入をしていましたが、現在既に解散しており、一般保険料率での保険料徴収となっています。(基金解散日:平成14年7月26日)また、厚生年金基金保険料原資については企業年金連合会に引き継がれています。 今回取消した期間の厚生年金保険料を還付又は充当処理をする場合、1種の保険料額と5種の保険料額のいずれの額になるのかご教示願います。	本件は、厚生年金基金が解散となる前であり、厚生年金基金の代行部分を除いた保険料額を徴収したと考えられます。事業所には、徴収した保険料額分(5種)を還付又は充当してください。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理 番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	歳入金の徴収	1	証券裏面の記名 捺印の取扱いに ついて	収納事務等実施要領 第20条 証券ヲ以テスル歳入 納付ニ関スル法律施 行細則第1条 歳入納付ノ証券取扱 ニ関スル件(大蔵省 主計局長通ちょう)	収納事務等実施要領(以下「要領」という。)第20条において、「収納職員は、証 券をもって保険料等を収納する場合は、納付義務者から証券の裏面への記名 捺印を受けた上、証券を受領しなければならない。」と規定されています。 しかし、要領第20条に基づき、小切手の裏面に振出人の届出印が押印されて しまうと、慣行では線引小切手の効果を失い、紛失等不測の事態を考えると危 険なため、振出人の裏書きを省略する取扱いで差し支えないでしょうか。	納付義務者と振出人が同一の場合は、振出人の裏書きを省略 しても差し支えない旨、収納事務等実施要領を改正します。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	被保険者賞与支払届	1	定年退職後継続 再雇用日の前後 に賞与の支払が あった場合につ いて	厚生年金保険法第24 条の3 健康保険法第45条 平成19年5月1日庁保 険発第0501001号	特別支給の老齢厚生年金の受給権者について、定年退職後継続再雇用日の 前後に賞与の支払があった場合の算定方法について照会します。 <事例> 12月10日に100万円の賞与が支給され、12月20日に定年再雇用により新たに 資格を取得する被保険者について、『再雇用者については再雇用日の月末に手 当てを支給する』という規定により、12月31日(実際は12月28日)に賞与として80 万円支給される予定です。 この場合に12月10日の賞与については、届出した上で厚生年金保険料は発 生しないものと考えられますが、2回目の賞与については、被保険者資格の取 得・喪失後も累計される健康保険法第45条による上限(540万円)と同様に、1か 月の上限の150万円を考慮し50万円の届出となるのでしょうか。又は、実際に保 険料の発生しない100万円を除いた80万円で決定するのでしょうか。 厚生年金保険料、健康保険料それぞれの標準賞与額の決定について、ご教 示ください。	特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、定年 退職後継続再雇用される場合には、使用関係が一旦中断したも のとみなし、被保険者資格の喪失及び取得届を提出いただい ているところです。 厚生年金保険料の算定に当たっては、厚生年金保険法第24条 の3により、月毎の標準賞与額は150万円が上限と定められてい ます。さらに、資格喪失月に支給された賞与は標準賞与額の決 定対象とはならず、再取得後に支給された賞与をもとに標準賞 与額を決定することになりますので、本件の場合は80万円を標準賞 与額として決定します。 健康保険料の算定に当たっては、健康保険法第45条により、年 度の累計額が540万円を超えないよう標準賞与額を決定するこ とが定められており、「健康保険法等の一部を改正する法律等 の施行に伴う標準賞与額にかかる事務の取扱いについて」(平成19 年5月1日庁保険発第0501001号)において、喪失月であっても被 保険者期間中に支払われる賞与については、年度の累計額540 万円に算入することが明記されております。したがって、12月10 日に支給された賞与を含めて累計額が540万円を超えるときは、 当年度内に既に支給された額と540万円との差額で標準賞与額 を決定し、累計額が540万円を超えない場合は80万円で決定する こととなります。
厚生年金保険 徴収	被保険者賞与支払届	2	再取得後に支払 われた賞与に係 る保険料につい て	健康保険法第3条、第 45条、第156条 厚生年金保険法第3 条、第24条の3、第81 条	平成22年6月1日に資格喪失し、同年7月1日に同一適用事業所で再取得し、同 年7月10日に賞与が支払われました。この賞与は、平成22年7月1日の再取得前 の勤務実績に係るものですが、保険料賦課の対象となるかご教示願います。 <事例> 平成22年6月1日資格喪失 平成22年7月1日再取得 平成22年7月10日賞与支給(計算の基礎となる期間:平成22年1月1日から5月 31日)	賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称 であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべての もののうち、3月を超える期間ごとに受けるものとされており、賞与 支払月に被保険者が受けた賞与額に基づき標準賞与額を決定 し、その月分の賞与に係る保険料を徴収します。 したがって、資格喪失月に支払われた場合を除き、被保険者期 間中に支給された賞与であれば、その賞与が被保険者期間中の 勤務実績により計算されたものであるか否かにかかわらず保険 料賦課の対象となります。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	1	払渡金領収書に 貼付する収入印 紙について	収納事務等実施要領 第33条第2項第3号、 同要領(別記様式15- 2) 印紙税法第2条、第3 条、第5条 印紙税法基本通達別 表第1 第17号文書	払渡金領収書は、印紙税法第2条及び同法別表第1第17号文書「売上代金以 外の金銭又は有価証券の受取書」に該当するものと考えますが、同表の非課税 文書欄において、「1.記載された受取金額が3万円未満のもの」のほか、「2.営業 に関しないもの」と明記されていることから、払渡金領収書を作成するすべての 者が収入印紙を貼付する対象とはなりません。 具体的には、商行為に該当しない医師、弁護士等(破産管財人を含む)の行 為、商行為を目的としない個人の行為や公益法人の行為は「営業に関しないも の」として非課税文書となることから、払渡金領収書に収入印紙の貼付は必要な と考えますがいかがでしょうか。 また、「商行為を目的としない個人の行為」の判定にあたっては、配当金(残余 金)交付時の領収書作成は当該行為に該当せず、公売保証金返還時の領収書 作成は、入札書に記載された入札者の氏名(事業所名記載の有無)によって判 定することでよいでしょうか。	営業に関しないものは非課税となりますので、この場合は、払 渡金領収書(収入事務等実施要領別記様式15-2)の左上の欄に 収入印紙を貼付する必要はありません。 個人事業所において、事業を離れた私的日常生活に関するも のは営業になりませんので、この場合の配当金(残余金)に係る 受取書については、非課税と考えます。 公売保証金の返還に係る受取書については、入札書に記載さ れた入札者の氏名により、商行為であるか、そうでないかを判断 するほか、入札者に確認するなど、適正な処理に努めてくださ い。
厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	2	保有個人情報の 内部利用につい て	日本年金機構法第38 条第5項第2号	厚生年金保険料等の滞納処分の執行に際しては、滞納事業所の事業主の所 在把握が重要になります。滞納事業所の事業主の所在については、実地調査、 商業登記簿及び住民票により調査を行っていますが、これらの調査では所在を 把握できない場合が多く、滞納処分の執行に支障をきたしています。 滞納事業所の事業主の所在を把握するために事業主の基礎年金番号の情報 を利用して事業主の住所及び勤務先等を確認することは、個人情報保護の内部 利用の制限に抵触するでしょうか。	年金事務所の職員が滞納事業所の事業主の所在を把握する ため、事業主の基礎年金番号の情報を利用して住所、勤務地を 確認することについては、日本年金機構法第38条第5項におい て、政府管掌年金事業の運営に関する事務等の遂行に必要な限 度で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合で あって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて 相当な理由のあるときに限り、利用目的以外の目的のために年 金個人情報を自ら利用し、又は提供することができることとされて おり、可能と考えます。 ただし、「相当な理由のあるとき」に限られますので、各種調査 によっても事業主の所在が判明しない場合に利用してください。
厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	3	公示書の注意書 きのうち、国税徴 収法第187条(罰 則)の適用につい て	国税徴収法第187条 平成21年2月17日事 務連絡	滞納整理関係書類の様式のうち、公示書(第021号様式)について、注意書き に「この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰され、また差押物件を隠べ いし損壊した者は国税徴収法第187条により処罰されることがあります。」との記 載がありますが、「国税徴収の例により徴収(処分を含む。)する場合の取扱い について」(平成21年2月17日事務連絡)にもありますとおり、社会保険料徴収に については準用できないものと解します。 したがって、その部分は削除の上、使用すべきものではないでしょうか。	動産等の差押財産を滞納者又は第三者に保管させる場合に、 差押財産である旨を表示するために使用する公示書(第021号様 式)においては、「(注)この公示書をき損した者は刑法第96条に より処罰され、また差押物件を隠べいし損壊した者は国税徴収法 第187条により処罰されることがあります。」との注意書きがあり ます。「(滞納整理関係書類の様式の制定について」(平成20年6月 30日庁保険発第0630002号)) しかし、「国税徴収法並びに改正健康保険法等の施行に伴う取 扱いについて」(昭和35年2月19日保発第17号)においては、当分 の間、国税徴収法第187条の規定は準用されない、としています (「健康保険法の解釈と運用」(法研)P1242参照)ので、公示書 (第021号様式)の注意書きは、「(注)この公示書をき損した者は 刑法第96条により処罰されることがあります。」と訂正して使用す るようお願いいたします。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	4	「介護職員処遇 改善交付金」及 び「処遇改善事 業助成金」の差 押について	国税徴収法第75条～ 第78条	差押が禁止されている財産については、国税徴収法第75条から第78条までに規定されているほか、各種の法律により支給されるものはその各法において規定されているところです。 つきましては、介護職員の処遇改善に取り組む事業所を助成する「介護職員処遇改善交付金」及び福祉・介護人材の「処遇改善事業助成金」は、国税徴収法、介護保険法等において規定する差押禁止財産には当たらず差押ができるものと解釈してよいでしょうか。 また、差押ができる場合は、差押調書における債務者はどこになるのかご教示願います。	介護職員処遇改善交付金事業及び福祉・介護人材の処遇改善事業は、賃金改善に充当するために交付金(助成金)を支給し、職員の処遇改善を図ることを目的としているものです。 この「介護職員処遇改善交付金」及び「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」について、厚生労働省に確認したところ、差押禁止財産に当たらないが、全額社会保険料に充当されるのは制度の趣旨にそぐわないとの回答がありましたので、差し控えるようお願いします。
厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	5	レイオフによる雇 用調整助成金の 差押について	国税徴収法第75条～ 第78条 雇用保険法第11条、 第62条第1項第1号、 第2項 雇用保険法施行規則 第102条の2、第102条 の3	財産調査により、事業所がレイオフによる雇用調整助成金を受給していることが判明しました。雇用調整助成金については、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員を一時的に休業等とさせた場合に支給されるものですが、この雇用調整助成金の差押をすることは可能でしょうか。	雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、国税徴収法第75条から第78条までに係る差押禁止財産に当たらず、また、雇用保険法第11条における失業等給付を受ける権利とも性質を異にしているため差押可能です。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	記録問題関係	1	個人事業所の納付の特例等に関する公表について(事業主死亡の場合)	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条、第3条	<p>事業主死亡のため納付勧奨すべき対象者が存在しませんが、家族(配偶者・子)の連絡先は把握できているため、家族に対して納付勧奨を行うべきでしょうか。</p> <p>また、家族に納付勧奨を行わない場合は、「所在が不明等により勧奨できない場合」として6ヵ月後に公表を行うべきか、ご教示をお願いします。</p> <p>具体的な対象個人事業所は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納付が履行されてない ・事業主死亡後、事業を廃止している ・家族(配偶者・子)の連絡先は把握できている 	<p>【納付勧奨について】</p> <p>厚生年金特例法第2条第2項において、「厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。」とあります。</p> <p>この「やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合」とは、個人事業主が廃業して当該個人の行方が不明な場合等を想定しているものであり、年金事務所での調査の結果、個人事業主の行方が不明(死亡の場合を含む。)等のやむを得ない事情がある場合は、納付勧奨を行う必要はありません。なお、単に資力が無い場合は「やむを得ない事情」には含まれませんので、納付の勧奨を行ってください。</p> <p>また、個人事業主の場合、法人事業所と異なり商業登記簿謄本等の客観的な資料の入手が困難であることから、個人事業主(故人)の家族等が事業や債権債務を引き継いでいることを確認できないケースが想定されますが、特例納付保険料の取扱いは、当該保険料が納付申出を行う前は任意納付の性格を有しているという点を除き、基本的に厚生年金保険法の考え方と異なるものではありません。従って、事業等を承継した可能性が疑われる親族等の所在を把握できる場合は、これらの方に対して承継の有無の確認及び厚生年金特例法の趣旨説明並びに公表に関する周知の意味合いを込めて連絡した上で、納付の勧奨を行うことは差し支えありません。</p> <p>【公表について】</p> <p>納付の勧奨ができない場合においても、公表は行う必要があります。</p> <p>その理由としては、公表を行う目的が特例納付保険料の納付を促進させる趣旨だけでなく、後に国庫負担が行われるため、対象の事案について厚生労働大臣及び日本年金機構が講ずる措置の結果を納税者たる国民に対してお知らせする側面も有しており、厚生年金特例法上公表に係る義務が課せられているためです。</p> <p>また、厚生年金特例法第2条第9項において、「国は、毎年度、…次条の規定による公表を行ったときにおいて、…、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。」とあり、公表を行った上で国庫負担を行うこととされています。</p>

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	記録問題関係	2	厚生年金特例法 による納付勧奨 について	厚生年金保険の保険 給付及び保険料の納 付の特例等に関する 法律第2条	A年金事務所にて受付されたあっせん事案の対象事業所が、現在はB年金事務所に移管(現存)されていますが、記録訂正の対象となる期間当時の管轄はC年金事務所です。 マニュアルに基づくと、あっせん事案を受付したA年金事務所にて記録訂正を行い、新所在地を管轄するB年金事務所にて納付勧奨状の作成以降の処理を行う取扱いとなります。 一方、喪失被保険者ファイル等の管轄外入力制限が解除された際、平成21年10月2日社会保険庁年金保険課から各事務局あてに送付されたメールで厚年特例法対象事案に関する管轄変更時の取扱いが示されていますが、その中で「従前どおり、事業所管轄の事務所において記録訂正を行う」とされています。これに基づくと、記録訂正対象期間の管轄事務所であるC年金事務所が記録訂正を行い、また「従前どおり」の取扱いであれば、記録訂正事務所において納付勧奨を行うこととなります。 マニュアルの内容とメールで示された内容が異なっていることから、本部へ照会いたします。	厚生年金特例法における納付勧奨については、従前どおり、「記録訂正事務所」が行ってください。 その理由としては、一定の年金事務所にて作業が集中する可能性があること、また、管轄外入力制限の解除は「当分の間」とされており、恒久化されたものではなく、仮に再度規制することになった際は、当時の管轄年金事務所であれば入力できなくなる等によるものです。 なお、何らかの事情により受付事務所で管轄外の記録訂正を行った場合は、引き継ぎ漏れ等の事務処理誤りを防ぐため、当該受付年金事務所が記録訂正事務所として納付勧奨を行い、遅滞なく納付申出書等を調査決定及び納入の告知を行う年金事務所に移管してください。
厚生年金保険 徴収	記録問題関係	3	海外在住の納付 勧奨対象者への 対応について	厚生年金保険の保険 給付及び保険料の納 付の特例等に関する 法律第2条	調査の過程で、納付勧奨対象者が海外にいたことが判明した場合、納付勧奨は、海外在住者についても、国内在住者と同様の方法で行うべきでしょうか。また、本人より納付の申出があった場合の事後の取扱いをご教示願います(調査決定及び納入告知をどこの事務所がどのように行うかなど)。	特例納付保険料に係る納付勧奨については、厚生年金特例法第2条第2項及び第4項において、所在が不明等のやむを得ない場合を除き、勧奨することとされていますので、元役員等の所在が確認できた場合は、それが海外であっても勧奨を行ってください。なお、納付勧奨は「記録訂正を行った年金事務所」が行ってください。 次に、当該役員等から納付の申出があった場合は、原則として「記録訂正を行った年金事務所」が引き続き調査決定及び納入の告知等を行ってください。 その理由としては、厚生年金特例法施行令等において、管轄は当該役員の日本における最後の住所地又は当該事業所が所在していた場所とする旨が定められているところですが、「当該役員の日本における最後の住所地」の年金事務所にて納入の告知等を行うとすると、記録訂正事務所から事業所の移管を行うなど業務が煩雑になるほか、移管漏れ等の可能性も起こり得る上、「当該事業所が所在していた場所」は「記録訂正を行った年金事務所」と一致することから、年金事務所内の事務処理の引継ぎや徴収担当部署での内容の把握等が円滑に進むと考えられるためです。 また、納入告知後における当該役員の特例納付保険料の納付方法については、当該役員ごとに個別の事情が存在すると想定されることから、納付可能な方法(例えば、一時帰国時に納付する。日本国内における協力者による納付など)をご検討の上、別途協議していただくようお願いいたします。

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	その他	1	事業所所在地変更(管轄外)に係る口座振替申出書の取扱いについて	-	<p>適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)により所在地変更を行った口座振替実施事業所で、引き続き所在地変更前と同一の口座により口座振替を行う場合は、再度保険料口座振替納付(変更)申出書を提出していただく取扱いとなっています。</p> <p>この取扱いについて、平成18年の疑義照会回答では、口座振替については、事業主、金融機関及び歳入徴収官の三者契約となっているため、管轄変更に伴い歳入徴収官が変更となる場合には、保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要とされています。</p> <p>しかし、平成22年1月1日に日本年金機構が発足した以降、厚生労働省年金局事業管理課長が歳入徴収官となっているため、管轄外への所在地変更があっても、振替口座を変更する場合を除き、再度、保険料口座振替納付(変更)申出書の提出は必要ないものと考えます。</p> <p>また、保険料口座振替依頼書(金融機関用)[申出書第2片]に記載されている保険料口座振替に関する約定では、「所管の年金事務所から私名義の納入告知書が貴行(金庫、組合)に送付されたときは、私に通知することなく、納入告知書記載金額を私名義の口座から引き落としのうえ納付してください。」と記載されており、事業主にはこの約定の了解をいただいていると判断すべきであり、改めて保険料口座振替納付(変更)申出書の提出がなくても、口座振替を継続させる必要があると考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>日本年金機構の発足以降、歳入徴収官は厚生労働省年金局事業管理課長になりました。そのため、適用事業所が管轄外に所在地変更しても歳入徴収官の変更はありません。</p> <p>よって、適用事業所が引き続き名義変更のない同一口座から振替による納付を希望する場合は、適用事業所所在地変更届に、保険料口座振替の継続の有無及び預金口座の変更の有無を記載していただくことにより、保険料口座振替納付(変更)申出書を省略することができます。</p>
厚生年金保険 徴収	その他	2	事業所の合併に伴う同月得喪の保険料について	厚生年金保険法第19条、第81条 健康保険法第155条、 第156条	<p>A事業所はB事業所と2月24日に合併し、事務手続上はB事業所を存続事業所としています。</p> <p>A事業所で2月1日に被保険者資格取得していた方がおり、事務処理上2月24日付でA事業所の被保険者資格喪失のうえ、同日付でB事業所の被保険者資格取得をしましたが、A事業所には、同月得喪による厚生年金保険料及び健康保険料が発生しました。</p> <p>通常の同月得喪処理の場合、厚生年金保険料はB事業所における1ヵ月分の保険料納付となり、健康保険料については、それぞれの事業所で保険料納付しなければなりません。</p> <p>本件の場合、手続上A事業所の資格喪失の手続きはしているものの、その理由は、事業所の合併によるものであり、合併により事務手続上残した事業所と本人の使用関係は合併以前より継続しているものとは考えられないでしょうか。健康保険料はそれぞれの事業所で保険料納付しなければならないのでしょうか。</p>	<p>健康保険法施行規則第20条及び厚生年金保険法施行規則第13条の2において、適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、適用事業所全喪届を提出しなければならないとされています。</p> <p>合併とは、2個以上の会社の間の契約により、その当事会社の一部(吸収合併の場合の消滅会社、本事例においてはA事業所)又は全部が解散・消滅するものであることから、適用事業所の廃止に当たるため、合併日をもって、合併前事業所(A事業所)における資格を喪失し、同日付で合併後の事業所(B事業所)にて資格取得することになります。よって、健康保険料はそれぞれの事業所で納付していただくこととなります。</p>

疑義照会回答(厚生年金保険 徴収)

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
厚生年金保険 徴収	その他	3	個人から法人(又は別個人)へ事業承継した際の処理手順について	国税通則法第5条～第9条の2	個人から法人(又は別個人)へ事業承継した際の取扱いについては、社会保険庁時代の疑義照会において、「事業の継続性、承継等が行われたことが確認できる場合は、適用事業所を全喪及び新規適用する必要はない。添付書類については、個人から法人となった場合、法人登記事項証明(旧法人(商業)登記簿謄本)を求めることとし、個人事業所の場合は住民票の写しを求めるものとする。なお、債権債務の引継書については、民法、商法、有限会社法、国税通則法等の規定に基づき取り扱うこと。」との回答が示されています。しかし、個人事業所が社会保険料等を滞納しているような場合、私法上の債務と異なり、社会保険料等の債務は相続、合併等の特別な場合を除き一般には承継されないため、前記取扱いを行うと、個人の納付義務と法人(又は別個人)の納付義務が混在し、その後の徴収業務に支障をきたします。仮に、滞納がないとしても、法人(又は別個人)へ事業を承継後に、個人事業所であった期間まで遡及して被保険者資格取得届が提出されたような場合、本来であれば、個人、法人(又は別個人)分と別個の納付義務を課すべきところ、一括して法人(又は別個人)に対して納付義務を課することになり、不適切な結果となります。よって、名称変更ではなく、全喪・新規適用とすべきではないでしょうか。	個人経営形態から法人組織に切り替えられ、事業所の同一性が実体的に存続すると認められる場合は、被保険者の資格喪失手続きは必要でないと考えられます。 ただし、滞納事業所の場合は、債務の移管は認められるものではないので、事業所を全喪・新規適用とすることが適当と考えます。 なお、個人から法人へ事業を承継する場合で、法人に納付義務を課す場合、会社譲渡に関する約定・約款等で財産の譲渡があった場合に、その財産を限度として第二次納付義務を適用するか、連帯納付に関する記述があった場合に連帯納付義務者として納付義務を課す方法があります。
厚生年金保険 徴収	その他	4	共済組合と厚生年金保険被保険者期間重複に係る保険料等の還付について	厚生年金保険法第12条 健康保険法第3条第10項、第200条第1項、第202条 児童手当法第20条第1項	昭和61年4月以降において、共済組合と厚生年金保険被保険者期間が重複した場合には、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正することになっていきます。 それらの期間に係る還付処理について、厚生年金保険料は還付は可能と考えますが、次の事項についての還付の可否及びその根拠条文をご教示願います。 1.児童手当拠出金 2.健康保険料	1.児童手当拠出金の還付について 児童手当法第20条において、児童手当拠出金の徴収及び納付義務が規定され、同法第22条第1項において、「拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。」と徴収方法が定められていることから、厚生年金保険料を還付する場合は、児童手当拠出金も還付します。 2.健康保険料の還付について 健康保険法第3条第10項で「この法律において「共済組合」とは、法律によって組織された共済組合をいう。」と規定されています。また、同法第200条第1項(共済組合に関する特例)で「…この法律による保険給付は行わない。」と規定され、同法第202条で「…保険料を徴収しない。」と規定されていることから、健康保険料も還付します。